

平成 21 年の自然公園法改正時の附帯決議に係る対応状況について

①衆議院環境委員会の附帯決議

項目	附帯決議	対応状況
本文	政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。	—
一	公園計画及び公園事業計画の策定に当たっては、生物多様性の保全の観点から、同計画が適正かつ効果的な自然公園の管理運営に資するものとなるよう、審議会の開催に当たって、パブリックコメントなどの前倒しにより、国民の意見が審議に反映されるものとするほか、計画段階からの市民参加等、多様な主体が参画、協議できる場を設けることで、可能な限り幅広く意見を聴くよう努めること。また、そこで集約された意見については、同計画に反映させるよう努めること。	「国立公園の公園計画等の見直し実務要領について」（平成 25 年 5 月 17 日環自国発第 1305174 号 環境省自然環境局国立公園課長通知）において、審議会諮問前の環境省原案の段階でパブリックコメントを行い、意見を集約・反映することとしている。また、必要に応じて地域住民への説明会等を開催している。
二	海域公園地区及び海域特別地区の指定に当たっては、科学的なデータ等を勘案し、民間団体等利害関係者にも配慮しつつ、関係省庁等間の連携・協力を十分図ることによって、世界的に貴重な海洋生態系の保護・保全にとって重要な海域が指定対象に含まれるよう努めること。また、国際的な連携にも配慮しつつ、移動性野生動物の保全にも努めること。	制度改正により、干潟や岩礁など、生物多様性に富むエリアを指定できるようになったこと、また、地区全域で一律に動植物の捕獲等規制を行うのではなく、捕獲等規制を行うべき区域を海域公園地区内できめ細かに設定することができるようになったことで漁業者との調整を図りやすくなったことから、指定面積が増大した。※平成 20 年（海中公園地区）：2,359ha→令和 2 年（海域公園地区）：55,088ha なお、慶良間諸島国立公園をはじめ、クジラ類、渡り鳥、ウミガメ類等移動性野生動物の生息にも配慮した指定を進めている。
三	生態系維持回復事業に係る認定等に当たっては、絶滅のおそれのある野生生物への影響や現行法の鳥獣被害の防止施策との整合性も配慮しつつ、科学的データ等に準拠しながら厳正かつ適正に行うこと。	生態系維持回復事業の確認・認定に当たっては、科学的知見を踏まえて策定した生態系維持回復事業計画への適合を審査している。また、絶滅のおそれのある野生生物への影響や鳥獣被害の防止施策との整合性にも十分に配慮している。
四	自然公園の利用調整地区については、生物の多様性の確保及び持続可能な利用の観点から、住民、関係団体、土地利用等との十分な調整を図りつつ、指定の拡大に向けて積極的に取り組むこと。	平成 19 年西大台地区の指定の後、平成 22 年に知床五湖地区を新たに利用調整地区に指定した。指定にあたっては、環境省、北海道、斜里町の 3 行政機関、同地区の公園管理団体、エコツーリズム推進団体、観光事業者、ガイド事業者、住民団体等、同地区の関係者などによって組織される「知床五湖の利用のあり方協議会」等における調整を図った。より柔軟性のある制度の検討を行うほか、利用調整地区の指定が適切であると考えられる地域については、積極的に指定を検討する。
五	自然公園等の適切な管理運営のために必要な人材の確保に最大限努めること。特に、知識及び経験等が豊富なアクティブ・レンジャー経験者を積極的に活用するよう努めること。また、自然公園等を地元住民の雇用創出の場として活用すべく、グリーンワーカー事業等の拡大等をはじめとする積極的な施策の展開を図ること。	自然保護官等の現場管理職員の数は年々拡大（令和 2 年 202 人）。さらに、自然保護官を補佐するアクティブ・レンジャー（自然保護官補佐）を平成 17 年度から配置（令和 2 年 125 人）する等現地管理体制の強化を図っている。 また、グリーンワーカー事業については 263,431 千円を計上（令和 2 年度）。
六	自然公園及び自然環境保全地域等の自然保護地域体系のあり方について法制度も含めて検討を行うこと。	自然環境保全法については平成 31 年に改正され、沖合海底自然環境保全地域制度の創設等が実施されている。自然公園法については、令和元年度に「自然公園制度のあり方検討会」を開催し、令和 2 年 5 月 15 日に「今後の自然公園制度のあり方に関する提言」を公表した。

②参議院環境委員会の附帯決議

項目	附帯決議	対応状況
本文	政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。	—
一	本法の目的に生物多様性の確保が加えられたことにかんがみ、自然公園の利用が生態系にとって悪影響を及ぼさないよう、その適正な利用に努めるとともに、国民にもその趣旨が理解されるよう普及啓発に努めること。	過剰利用などにより生態系への影響が生じている地区については、利用調整地区制度の導入や自然保護官等による巡視・指導・普及啓発により、利用の適正化に努めている。
二	海域公園地区及び海域特別地区の指定に当たっては、科学的なデータ等を勘案し、民間団体等利害関係者にも配慮しつつ、関係省庁間等の連携・協力を十分図ることによって、世界的に貴重な海洋生態系の保護・保全にとって重要な海域が指定対象に含まれるよう努めること。また、国際的な連携にも配慮しつつ、移動性野生動物の保全にも努めること。	衆議院環境委員会附帯決議 二 の項目を参照。
三	公園計画及び公園事業計画の策定に当たっては、生物多様性の保全の観点から、同計画が適正かつ効果的な自然公園の管理運営に資するものとなるよう、審議会の開催に当たって、パブリックコメントなどの前倒しにより、国民の意見が審議に反映されるものとするほか、計画段階からの市民参加等、多様な主体が参画、協議できる場を設けることで、可能な限り幅広く意見を聴くよう努めること。また、そこで集約された意見については、同計画に反映させるよう努めること。	衆議院環境委員会附帯決議 一 の項目を参照。
四	生態系維持回復事業に係る認定等に当たっては、絶滅のおそれのある野生生物への影響や現行法の鳥獣被害の防止施策との整合性にも留意しつつ、科学的データ等に準拠しながら厳正かつ適切に行うこと。	衆議院環境委員会附帯決議 三 の項目を参照。
五	自然公園の利用調整地区については、生物の多様性の確保及び持続可能な利用の観点から、住民、関係団体、土地利用者等との十分な調整を図りつつ、指定の拡大に向けて積極的に取り組むこと。	衆議院環境委員会附帯決議 四 の項目を参照。
六	自然公園等の適切な管理運営のために必要な人材の確保に最大限努めること。特に、知識及び経験等が豊富なアクティブ・レンジャー経験者を積極的に活用するよう努めること。また、グリーンワーカー事業の拡充等をはじめとする施策の展開により、地元住民等の雇用創出を行うこと。	衆議院環境委員会附帯決議 五 の項目を参照。
七	気候変動に伴う生態系の変化を考慮して、国土における自然保護地域の効果的な再配置と拡大、適正な管理を早急かつ積極的に取り組むこと。	大雪山国立公園及び慶良間諸島国立公園において、生態系への気候変動影響に関する評価及び適応策の検討を行い、その結果を「国立公園等の保護区における気候変動への適応策検討の手引き」として取りまとめた。今後、気候変動への適応の考え方を踏まえた自然保護地域の管理等を検討していく。
八	生物多様性条約において、海洋保護区のグローバルレベルのネットワーク構築が目標として設定され、海洋保護区の統合、設置、効果的管理が急務とされていることにかんがみ、国際的な要請に資するものとなるよう、海洋保護区の設定に当たっては、我が国の生物多様性保全上、代表性を持ったものが含まれるものになるよう努めること。	海域公園の指定にあたっては、事前に動植物の分布状況や景観などについて調査を実施し、従前の海中公園地区から指定可能であったサンゴや藻場に加え、干潟や岩礁など、生物多様性の保全上重要なエリアの指定を進めている。
九	自然公園及び自然環境保全地域等の自然保護地域体系のあり方について法制度も含めて検討を行うこと。	衆議院環境委員会附帯決議 六 の項目を参照。